

審議大詰め、報告案を提示 第155回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年12月6日（水）13：00～16：00

12月6日（水）に開催された介護給付費分科会で、事業所と同一敷地内建物に住む人に訪問介護サービスなどを提供した場合に、介護報酬を減算する仕組みの強化が提案されました。また、これまでの話し合いを踏まえた審議報告案が提示され、次回（13日）にとりまとめが行われます。

審議報告案の主な内容（抜粋）

1. 同一建物等居住者へのサービス提供

- 有料老人ホームやサ高住以外に対象施設を拡大
- 定期巡回・随時対応訪問サービスも同一敷地内にあるすべての建物を減算対象とする
- 月の利用者50人以上で現行の10%より引き上げる

2. 通所介護

基本報酬のサービス提供時間の見直し、アウトカム評価の導入等

- 2時間ごとに設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を踏まえて1時間ごとの設定に見直す
- 基本報酬の見直し（大規模型（Ⅰ）（Ⅱ）は引下げへ）
- 一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する

3. 訪問介護

自立支援・重度化防止の推進、多様な人材の確保と生産性の向上

- 訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職と連携して作成した計画に基づく介護を評価する
- 訪問介護の身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化するとともに、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける
- 介護福祉士等は身体介護を中心に担う（機能分化）とともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する
- 定期巡回型サービスのオペレーターについて、以下の事項を日中にも認めることとする
 - ア オペレーターと同一敷地内の事業所の職員の兼務
 - イ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める

4. 居宅介護支援

- 主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする（一定の据置期間を設ける）
- 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨説明することを、ケアマネ事業所の義務とし、これに違反した場合は報酬を減額する
- 通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとする

5. 福祉用具

- 商品毎の全国平均貸出価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う（平成30年10月）
- 商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸出価格の説明や、機能や価格帯の異なる複数商品の提示を義務づける

その他詳細は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187139.html>